

(写)

府政防第 5 3 0 号  
平成 30 年 3 月 30 日

青森県、岩手県、宮城県、福島県	}	知 事 殿
茨城県、栃木県、千葉県、東京都		
新潟県、長野県		
仙 台 市 、 千 葉 市		市 長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令が別添のとおり本日付をもって平成 30 年政令第 96 号として公布されたが、改正の内容は下記のとおりであるので、了知の上、管内市町村に対し周知徹底を図られたい。

## 記

## 1 改正の概要

東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けについては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 103 条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「特別令」という。）第 14 条に基づき、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律 82 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の特例措置が講じられている。

本特例措置の適用期間については、東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、特別令の制定時に平成 30 年 3 月 31 日までとしているところ、同災害の被災地において被災者の資金需要が引き続き見込まれることから、今般の政令改正により、平成 31 年 3 月 31 日まで 1 年間延長するものである。

その他、特別令第 14 条第 5 項の償還免除規定の解釈について明確化するため、所要の改正を行っているが、従来の解釈を変更するものではないことを申し添える。

## 2 留意事項

災害援護資金の貸付けは市町村条例により実施されるものであり、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（例）は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

## 3 施行期日

今回の改正の施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日であること。

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（例）

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 年規則第 号）の一部を次のように改正する。

附則第 条第 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

【参 考：改正後の附則】

附則

第 1 条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 3 項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日」とあるのは「平成 31 年 3 月 31 日」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第 9 条の適用については、「連帯保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び連帯保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書」とする。

3 平成 23 年特別令第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 2 項（2）の適用については、同（2）中「被害を受けた日の属する前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成 21 年（平成 23 年の所得が平成 21 年の所得を下回る場合は平成 23 年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成 21 年の所得」とする。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

[参考]

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例） 第十四条（略）</p> <p>2 法第百三条第一項の政令で定める日は、平成三十一年三月三十一日とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金令第十一条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。</p> <p>6～8（略）</p>	<p>（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例） 第十四条（略）</p> <p>2 法第百三条第一項の政令で定める日は、平成三十年三月三十一日とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金令第十一条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、同項の支払期日から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。</p> <p>6～8（略）</p>